

【計画の策定にあたって】

1. **計画策定の趣旨**:本市の地域福祉の一層の推進を図っていくため、今後5年間で目指すべき理念や方向性について定める「第4期草津市地域福祉計画」を策定します。
2. **計画の位置づけ**:社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画であり、総合計画および健幸都市基本計画を踏まえるとともに、市福祉関連計画(高齢・介護、障害者等に関する計画)の上位計画として位置づけます。
3. **計画期間**:令和3年度から令和7年度まで(5年間)

【第3期計画の評価】

- 重点プログラム1**:【成果】地域ボランティアやリーダー・育成等の支援
【課題】地域活動者のさらなる拡大
- 重点プログラム2**:【成果】住民同士の交流の場や機会の提供
【課題】社会参加・活動の場の充実等さらなるきっかけづくり
- 重点プログラム3**:【成果】介護・医療間の連携を図り介護予防を推進
【課題】あらゆる住民を対象にした地域包括ケアシステムの深化
- 重点プログラム4**:【成果】福祉の総合相談窓口の開設や防災活動への支援
【課題】断らない相談支援の実施や災害時支援の強化
- 重点プログラム5**:【成果】相談支援・ネットワークづくり・就労支援等
【課題】地域共生社会に向けた総合的な地域福祉の検討

【アンケート調査】

主な調査事項	主な回答内容
地域内における助け合いのために充実すべきことについて	・日頃からの信頼関係づくり ・若者や子育て世代による地域活動への積極的な参加
近所や地域のつきあいやかかわりにおいて特に求められることについて	・災害時の安否確認や手助け
悩みや不安があるとき、要介護者や生活困窮者等の相談先について	家族、市役所の相談窓口、民生委員・児童委員、地域包括センター、介護サービス事業所
地域共生社会の実現に向けて、求められる取組について	・地域内の福祉課題の共有 ・地域づくり(交流・活躍の場) ・地域包括ケアシステムの深化
福祉に関する施策全般として、必要な施策・取組について	・福祉活動を担う人材の育成 ・福祉サービスの充実

【ワークショップ】

- ◆1日目「高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等への支援として共通に取り組めること」について、相談支援、見守り、居場所づくりの3つの取り組みを検討
- ・地域のリーダーやボランティアの不足・高齢化の中、サロンや居場所について、参加しやすい雰囲気やきっかけづくりが必要
 - ・地域の状況を住民同士で気づき、支援につなげることが必要
 - ・公的な支援として、アウトリーチの充実や窓口対応の向上等、相談しやすい体制づくりが求められる
- ◆2日目「包括的な支援を巡る各シチュエーション(①複合的な課題を抱える家族への支援、②ひきこもりの相談支援、③参加支援)に係る対応策」
- ①:家族それぞれの悩みや状態を明確にした上で、それぞれの思いや意思をしっかりと受け止め、適切な支援やサービスにつなげることが必要
 - ②:専門職相談等社会参加に向けたきっかけづくりが必要
 - ③:個人の状況に応じた就労支援や地域での居場所づくり

【第4期計画に向けた主要課題】

こうした第3期計画の評価、アンケート調査、ワークショップから、大きな視点として、自助・互助の精神に基づく住民活動の促進、また地域福祉を支える相談・支援体制等の拡充、さらには感染症を含めた災害対応等といった点を特に重要と考え、次の通り主要課題を設定します。

1. 性別や年齢にとらわれない地域活動への参加促進、活動団体相互の交流の促進等により、地域で活動する人をさらに広げる必要があります。
2. 住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実など、さらなるきっかけづくりが必要です。
3. 地域共生社会の理念に基づき、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」体制の構築、また、居場所機能の提供、交流・参加の機会を生み出すコーディネート・支援機能の強化、また、生活困窮者等への就労支援等、総合的な地域福祉について検討していく必要があります。
4. 今後、高齢者や要介護者等が増加することが考えられるため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症蔓延時の支援体制を構築する必要があります。

【基本理念】

**「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち
～いつまでも健幸に住み続けられる草津をめざして～**

・「地域共生社会」の実現をめざし、多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、支援体制等のさらなる充実を目的として設定します。
・「地域共生社会」の実現のためには、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による福祉活動の強化や、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の強化といった点を特に重要なものとして捉え、計画の策定を進めていきます。

【施策の展開】

基本理念の実現に向けて3つの基本目標を掲げ、これらに対して8つの基本方向の設定を通して施策の展開を検討しています。さらに、基本方向ごとに基本施策を検討し、計画を策定していきます。

基本目標	基本方向	基本施策
みんなで育ち合う人づくり	福祉意識の醸成	①人権教育・啓発活動の推進 ②互いに分かり合える人づくり ③虐待や暴力の防止
	住民活動の機会創出と人材育成	①ボランティアの育成・促進 ②住民活動の機会づくりの推進 ③地域でのリーダーやコーディネーターの育成
	福祉学習の推進	①学校での福祉学習の充実 ②生涯学習の充実 ③交流・ふれあいの場づくり
みんなで支え合う地域づくり	地域ネットワーク機能の強化	①関係機関・各種団体の連携と機能の強化 ②地域包括ケアシステムの推進
	地域福祉活動の推進	①地域福祉活動の支援 ②地元法人・企業の社会貢献支援 ③地域福祉活動の拠点づくり
みんなが尊重される福祉のまちづくり	相談支援体制と情報発信の充実	①相談支援体制の充実 ②情報発信の充実
	安全・安心な地域づくり	①セーフティネット機能の強化 ②災害時の支援体制の充実 ③誰もが住みやすい環境づくり ④サービスの評価と質の向上
	生活困窮者自立支援と権利擁護の推進	①生活困窮者に対する自立支援 ②権利擁護の推進 ③再犯防止の取組の推進

◆重点プログラム◆

- 施策の展開のうち特に重点的に取り組むべき事項として、重点プログラムを設定します。
- 1 地域で活動する人の輪を広げます
 - 2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます
 - 3 地域共生社会の実現をめざした取組を進めます
 - 4 災害への備えを推進します